

第1回 栗東市公の施設指定管理者選定委員会（環境経済部）議事要約

令和7年10月7日（火）午後2時00分から午後3時00分
栗東市役所2階 農業委員会室

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. 委員の委嘱並びに委員紹介について

《資料説明（事務局）》

- ・全委員出席
- ・栗東市公の施設指定管理者選定委員会設置規則（以下、「規則」という。）第5条2項により、委員の半数以上が出席しており、会議は成立。

4. 会長及び副会長の選任について

《資料説明（事務局）》

（省略）

- ・規則第4条第1項の「委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」に基づき、協議の結果、会長は滋賀県立大学教授の高橋卓也氏、副会長は中小企業診断士の鐘井輝氏に決定。

5. 指定管理者の募集について

《資料説明（事務局）》

- ・栗東農畜産物処理加工施設を公募。

《質疑応答》

委員

今回は、応募者が1者であるが審査の結果、「不適合」という審査結果となった場合はどうなるのか。

事務局

指定管理者を再募集するか、現指定管理者の指定管理期間を一旦、延長して再募集ということになる。

委員

応募者から計画を聞いたうえで審査することになるのか。

事務局

本日、配布させて頂いている申請書類一式をもとに第2回目の選定委員会において

応募者からプレゼンテーションを実施していただいた後に選定委員の皆さんに審査採点していただき、適否を判断していただくという流れになる。

委員

その場合、判断材料として計画をお聞きするだけでなく、応募者は現指定管理者であるということなので、現状をお聞きしてもいいのかな。

事務局

今後の指定管理期間の5年間の指定管理者として適正であるかをメインで審査して頂くことになるが、申請書には「管理運営業務実績」が記載されているので、この部分で質問して頂いてもいいのではないかと思います。

委員

指定管理料は無料であるのですね。

事務局

過去においては指定管理料をお支払いしていたが、指定管理料は平成23年度以降は、無料となり現在に至っている。今回の募集要項より「指定管理料は無料である」旨を明記している。

6. 選定方法について

《資料説明（事務局）》

- ・要項に記載する選定基準及び視点に基づき審査をお願いすることになる。
- ・指定管理者選定基準採点表の項目の変更はできないが、点数については変更が可能である。記載する点数はあくまでも市の考えであり、最終的には委員の皆様で決定いただくことになる。合計点が150点となれば問題はないので検討いただきたい。
- ・選定方法については、次回の委員会において応募者からのプレゼンテーションを受け、前回同様に次の方法で選定したいと考えている。
- ・適合数が委員の過半数を超えた場合に、指定管理者として選定する。
- ・適合数と不適合数が同数だった場合は、規則第5条第3項の規定により会長に決めていただく。
- ・委員個人の適合・不適合の判断だけでなく、委員会として議論・意見交換して判断いただきたい。

《質疑応答》

委員

指定管理施設に実際に行って見てみないと委員自身で確認しないとわからないことは多くないのですか。

事務局

「指定管理者選定基準採点表」の縦列の真ん中に「対応様式」が記載されている。この様式名が例えば「様式3-3」の場合は、申請書の「様式3 事業計画書」の「3 市民の利用にあたって」に対応しているので、この「対応様式」により申請書類を確認していただいて採点して頂くことになる。

会 長

応募者は施設の管理ができると言っている、本当にできるのかという疑問はあるが、今回の応募者は現指定管理者であるため、先ほどのような疑問がわき上がってくるが、本来的には他にも指定管理していない者から応募がある場合もある。新規で応募した者が本当に管理できるか信用できないということになれば、平等な審査ができないということになるので、審査委員会で質問して管理できるか審査していくことになる。

委 員

過去に選定委員を担当させて頂いた時に採点をした後に委員同士で議論をした記憶があるが、委員の多数決で決定することになるのでしょうか。

事務局

点数は150点満点で90点が適合の合格点になるため、委員の多数決ということになる。今回は委員の数が5人の奇数で問題はないが、適合2人、不適合2人で同数で半々になった場合は、会長の採決となります。

委 員

あくまで、委員会で採点点数を見ながら判断することになるが、採点結果が即、結論につながらないという考え方でよいですね。

事務局

例えば他の委員が全員5点をつけておられるのに、委員が2点をつけておられた場合は、何か理由があってその点数をつけておられると思われるので、その説明は求められる可能性はあるが、その2点を4点に変えてくださいという話ではない。

会 長

それでは、選定基準については、事務局から説明がありましたとおり、本委員会にて決定することから採決をさせていただく。事務局から提案された選定基準について賛成の方は挙手を願う。

全委員

(挙手)

7. 今後のスケジュールについて

《資料説明（事務局）》

- ・ 次回の選定委員会は、10月21日午後1時30分から、栗東市役所3階談話室で行う。
- ・ 応募者1者のプレゼンテーションの時間は、発表10分、質疑応答10分、採点・準備後片付け15分とする。最初の発表者は午後1時40分から行う。
- ・ 委員の方に採点いただいた結果の集計は、事務局が行う。
- ・ プレゼンテーション終了後に選定委員会を行い、その場で指定管理者を選定いただく。
- ・ 質問等はなし

8. その他

《説明（事務局）》

- ・ お配りした資料は、非公開でお願いしたい。あくまでも審査用の資料なので他の方には見せ

ないようにしていただきたい。また、次回委員会後に回収させていただくので、保管には十分注意していただきたい。

- ・委員報酬等については、第2回選定委員会の終了後に、2回分を合わせて各委員の口座に振り込みをさせていただく予定である。

9. 閉 会